

# 新宿区職員措置請求監査結果

平成22年8月

新宿区監査委員

## 第1 請求の受付

### 1 請求人

新宿区

請求人名

### 2 請求書の提出

平成22年6月18日

### 3 請求書の補正

監査請求の要件の一部に不足があったので、平成22年7月6日付けで請求人に対し、書面により補正を求めたところ、同月9日に補正がなされた。

### 4 請求書記載の内容

#### 概要

ア 新宿区立落合中学校（以下「落合中」という。）北側の東西道路（以下「本件道路」という。）の新宿区（以下「区」という。）所有地内に金属製の杭が設置してある。

イ 区は、請求人からの本件道路の管理者及び本件道路に設置してある杭の管理者についての照会に対し、平成22年4月14日付け21 新区広聴投第742号により「この道路は私道であり区では管理をしていませんので、杭を設置・管理をしている方はわかりません。」との回答をした。

ウ 以上のことから区は「財産の管理を怠っている」もしくは「特定の者への便宜供与により公益を損なっている」と判断される。

#### 措置請求の趣旨

本件道路のうち区が所有する部分（以下「本件財産」という。）の適正な管理を求める。

#### 提出資料（事実証明書）

平成22年4月14日付け21 新区広聴投第742号「私道への進入不可他について」

## 5 請求の要件審査

本件請求については地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条の所定の要件を備えているものと認めた。

## 第 2 監査の実施

### 1 監査対象

#### 対象部

本件措置請求は、本件道路のうち本件財産を管理している新宿区教育委員会事務局（以下「教育委員会事務局」という。）を監査対象とした。

#### 対象とした事項

本件財産の管理を怠っていること及び特定の者への便宜供与により公益を損なっていることについて監査対象とした。

### 2 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 22 年 7 月 21 日に請求人に対し、新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は陳述において本件請求の趣旨の補足及び教育委員会事務局の弁明に対する意見を述べたが、新たな証拠の提出はなかった。

### 3 請求人主張の概要

新宿区職員措置請求書に記載された請求の概要及び上記 2 により陳述された内容は以下のとおりである。

請求人からの本件道路の管理者及び本件道路に設置してある杭の管理者についての照会に対し、いずれも区は管理していないとの回答であった。そこで、区長に説明を求めたところ、当該杭は本件財産上にあり、財産の管理を怠っていたという説明を受け、これからは適切に管理するとの説明を受けた。本件財産上に私人が法的根拠なくして構築物を設置することは、不法占拠であり、区は、「財産の管理を怠っている」もしくは「特定の者への便宜供与により公益を損なっている」と判断される。

杭の撤去を求めているわけではなく、本件財産の適正な管理を求めている。

### 4 監査対象部の弁明及び陳述

## 監査対象部の弁明及び陳述

教育委員会事務局に対し本件に係る弁明書及び関係書類の提出を求めた。また、平成 22 年 7 月 15 日に提出された弁明書に基づき、同月 21 日に陳述の聴取を行った。

## 職員措置請求書に対する弁明の概要

請求人は、本件財産上に私人が法的根拠なくして構築物を設置することは不法占拠であり、区は「財産の管理を怠っている」もしくは「特定の者への便宜供与により公益を損なっている」と判断されるため、本件財産の適正な管理を請求しているが、以下のとおり本件請求には理由がないため棄却されるべきである。

- ア 本件道路は、昭和 10 年頃には既に道路状になっていた。本件財産は、昭和 25 年、昭和 29 年に区が学校用地として購入して以降、新宿区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が教育財産として建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項により指定された建築基準法上の道路（以下「2 項道路」という。）の一部として管理している。昭和 57 年には隣地との境界確認を行い、平成 5 年の落合中新築時には当時約 2.9m 幅の道路の中心線から 2 m までセットバックし、以降現在に至るまで管理している。現在も落合中の用務主事等が本件道路の周辺を随時見回りしている。
- イ 昭和 60 年頃、近隣の方（以下「A 氏」という。）が本件財産上に木製の杭（車止め）を設置したので、杭に係る区の支出はない。A 氏からの事情聴取によると、杭は、路上駐車防止、地域の防犯等を目的として区と相談の上、設置した。その後、A 氏は平成 10 年頃に金属製の杭を設置し、平成 20 年頃に最初の金属製の杭が破損したので、取り替え、再度設置した。
- ウ 区は、設置時に区と A 氏との間で合意したと認識しているが、契約書、協定書等の文書が現存していない中で、区有地に私人の財産を置いたままにすることは問題がある。しかし、平成 22 年 7 月 2 日付けで A 氏から杭の寄附申出書を受け、その後は教育委員会が本件財産と一体で管理している。
- エ 当該杭は、可動式で、随時取り外しができるので、2 項道路において道路管理上必要なものであれば、設置は可能である。本件道路は、学校側には植栽があり、簡単に路上駐車しやすい状況にある。そのため、当該杭は、路上駐車防止や不審車両進入の抑止力となっている。学校においては、教育環境上、防犯上役立っていると考えており、近隣の住民も路上駐車防止、地域の防犯の観点から有用と認識している。また、清掃車両進入時は、清掃職員が自主的に杭をはずし、退出時には原状に戻すなど、杭の使

用に関しては地域で一定のルール化がなされており、当該杭は、地域の公益に資している。

### 第3 監査の結果及び理由

#### 1 結果

本件請求については監査委員全員の合議により次のとおり決定した。  
請求人の主張は理由がないものとして棄却する。

#### 2 理由

請求人の措置請求書、これに対する弁明した関係書類により、本件財産について次の事実が認められる。

##### 事実関係の確認

##### ア 本件道路に係る事実

本件道路は、昭和10年頃には既に道路状になっていた。

昭和57年、隣地との境界確認書を作成した。

平成5年、落合中新築時にセットバックした。反対側の民家もセットバックしているため、現況は約4m幅の2項道路となっている。

本件道路は、本件財産と民有地部分に分かれている。

本件道路の西側突き当たりはL字形になっており、歩行者等は右折できるが、車両の通行はできない。

##### イ 本件財産に係る事実

区は、本件財産を昭和25年及び昭和29年に学校用地として購入し、その後、教育委員会が管理している。

本件財産は、東西約35m、南北約3m、面積は101.53㎡である。

本件財産上に杭が設置されている。

##### ウ 本件財産上に設置された杭に係る事実

A氏が昭和60年頃、路上駐車防止、地域の防犯等の目的で、木製の杭を設置するに当たり、教育委員会は合意があったと認識しているが、書類は現存しない。

平成10年頃、A氏は、木製の杭から金属製の杭に替えて設置し、その後当該杭が破損したため、平成20年頃、現在の杭を設置した。

現在設置してある杭は、随時取り外しが可能であり、高さ約87cm、直径約7cmである。

## 判断

以上のような事実関係を総合して、本件請求について以下のように判断する。

請求人は、本件財産上に私人が法的根拠なくして構築物を設置することは不法占拠であり、区は「財産の管理を怠っている」もしくは「特定の者への便宜供与により公益を損なっている」と主張している。

法第 242 条第 1 項の「財産の管理を怠る事実」とは、「公有財産を不法に占用されているにもかかわらず何らの是正措置等を講じない場合等をいう。」(昭和 38 年 12 月 19 日付け自治丁行発第 93 号)とされている。

本件においては、昭和 60 年頃、A 氏は区と相談し、本件財産上に木製の杭を設置し、教育委員会もこれに対する合意があったと認識している。本来なら使用許可等の手続きを経て A 氏に使用させるべきであるが、その手続きに関する書類は現存しない。その後 2 回にわたる金属製の杭の設置についても同様のことがいえる。

しかしながら、区は、A 氏から平成 22 年 7 月 2 日付けで現存する杭の寄附を受けその所有権を取得することで是正措置を講じ、現在では、教育委員会が本件財産と一体のものとして管理しているので、財産の管理を怠る事実があるとはいえない。

また、当該杭は、路上駐車防止や不審車両進入の抑止力となっており、教育環境上や防犯上にも役立っている。清掃車両進入時には、清掃職員が自主的に杭をはずし、退出時には原状に戻すなど、杭の使用に関しては一定のルール化がなされている。

これらのことからすると、当該杭は、本件道路には必要なものであり、地域の公益性にも寄与しており、特定の者への便宜供与に当たらないので、公益を損なっているとはいえない。

以上のことから、請求人の主張は理由がない。

新宿区長 殿  
新宿区監査委員 殿  
新宿区公益保護委員 殿

情報開示請求、住民監査請求および公益保護のための通報

新宿区  
氏名

下記事態に関する私の照会に対し中山弘子区長および窓口となっている区長室広聴担当西村茂課長の両名は、4ヶ月間もの長時間を費やしたにも拘わらず事実誤認もしくは瑕疵のある回答をしたまま放置し、その後の私の再確認の求めを無視し続けています。

特に西村茂課長の「現在調整中であり回答には更なる時間が必要。」との不可解な言い訳からは事実を隠蔽し、歪曲しようとする意図すら伺えます。

彼等の対応は明らかに「新宿区職員の行動規準および責務等に関する条例」第3条に違反するのみならず事態によっては「財産管理を怠っている。」もしくは「特定の者への便宜供与により公益を損なっている。」ことも想定されますので監査委員、公益保護委員は厳正な監査を実施し、コンプライアンスを徹底されたい。

そして私は何よりも照会に対する事実の確認と新宿区の見解を質したいので中山弘子区長自らが関係資料を基に速やかにかつ明快に情報を開示し、説明するよう求めます。

1. 事態

落合中学校敷地の北側に私の私道につながる幅 4mの道路が有り、入口付近に車の進入を制限するための金属製の杭が設けてある。

当該道路は落合中学校の建替を機に拡幅、整備されたもので、整地、簡易舗装、杭の設置等の工事は全て新宿区が行ったと聞いている。

杭の有無が私の私道の車通行にそれなりに影響していると考えている。

2. 当初の照会事項

当該地は新宿区が管理する道路なのか、杭はどの部署の誰が管理しているのか？

3. 中山弘子区長からの回答

別紙2の通り。(杭は私道上に設置されており、新宿区は管理していない。)

4. 指摘した事実

道路には新宿区所有地と隣接個人所有地とを区分する境界標識が埋め込んであり、杭は明らかに新宿区所有地内に設けられている。回答は事実を歪曲している。

5. 今回回答および情報開示を求める事項

境界標識から判断するに当該道路の8割以上は新宿区の所有地と推測され、「私道」との回答は明らかに事実を反し、それ故新宿区は財産管理を怠っていると判断される。

公図、地積測量図、登記簿謄本等による正確な説明を求めます。

当該道路と建築基準法第42条のいわゆる指定道路との関係(構造要件、杭設置の可否他)や道路管理義務者等について情報開示を求めます。

仮に私道であるにも拘わらず新宿区が管理義務を負うのであればその理由と責任部署名、私道所有者との契約書の写し、今日迄まで支出した費用の開示を求めます。

杭はその構造、財産価値の見積もりから固定資産に計上すべきものと推測される。回答では新宿区は杭を設置していないと主張していますが、過去に遡及して当該費用支出有無の再確認を求めます。

私は別紙中山弘子区長の回答書受領後、西村茂課長には都合三度(一度は中山区長同席の場で)回答を督促しました。何らの対策実施を求めたわけではなく、ただ事実を確認するだけのために同人あるいは新宿区が何故このような膨大な時間を要するのか不思議に思い、大いなる不信感を抱いています。新宿区から適切なサービスを受ける権利を有する区民として意思決定のプロセスを検証したいので、本件に係る関係部門の協議議事録、決裁稟議書等の写しを併せて開示するよう求めます。

また、当初照会から既に4ヶ月を経過しており既にそれなりの資料も整っていると推測しますので2週間以内に回答、説明するよう求めます。

以上